

令和4年10月28日

令和4年第4回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和4年第4回（10月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和4年10月28日（金）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 0名

欠員 0名

傍聴 4名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司
副町長 中口守可	まちづくり戦略室 危機管理監	寺田晃久
副町長 松岡裕二	兼危機管理担当課長 総務部理事	栗山信幸
教育長 古橋重和	兼財政改革部理事	寺田武司
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	総務部 企画地方創生監	今坂嘉文
川端慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	辻里光則
総務部長 会計管理者	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	松本啓子
西啓介	しあわせ創造部理事	松下亨
財政改革部長 相馬進祐	しあわせ創造部理事	吉田一誠
しあわせ創造部長 松井清幸	都市整備部理事	教育委員会事務局理事
都市整備部長 奥和平	兼生涯学習課長	小川正純
教育次長兼指導課長 澤憲一	兼青少年センター所長	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 増 田 明

議会議務局係長 池 田 雄 哉

○会期

令和4年10月28日（1日）

○会議録署名議員

6番 反 保 多喜男      7番 辻 下 正 純

---

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 議案第50号	令和4年度岬町一般会計補正予算（第8次）について

(午前10時00分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第4回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○出口 実議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

6番、反保多喜男君、7番、辻下正純君。以上の2名の方をお願いいたします。

---

○出口 実議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日10月28日の1日としたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日10月28日の1日と決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、令和4年第4回岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、現在、我が国では、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策が大幅に緩和されるなど、社会経済活動の本格的な再開に向け進みつつある状況でございます。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻や円高等の影響により、食料品やガソリン等を中心に価格が高騰し、地域経済や家計

へ大きな影響を与えるなど、新たな課題にも直面しております。

そのような中、本町といたしましても、本臨時会においてご提案申し上げておりますが、特に家計への影響が大きい低所得世帯や子育て世帯等を中心とした住民の皆様へ寄り添った支援に引き続き努めてまいります。

加えて、今後、インフルエンザと新型コロナの同時流行にも備え、ワクチン接種事業に引き続き取り組み、感染対策と社会経済回復の両立に尽力してまいりますので、皆様におかれましても、引き続きのご理解、ご協力を改めてよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、令和4年度岬町一般会計補正予算（第8次）について、以上、議案1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○出口 実議長 町長の挨拶が終わりました。

---

○出口 実議長 日程第3、議案第50号「令和4年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第3、議案第50号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付を受けて、コロナ禍における原油価格・物価高騰等への緊急対策として、住民税均等割の非課税世帯やひとり親家庭への支援、学校給食費の助成を行うとともに、ふるさと納税の増加に対応した経費を計上するものでございます。

そのうち、コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対策につきましては、資源高や円安の影響により、エネルギーや食料品価格が高騰し、家計への負担が増加する中、国は9月20日開催の閣議において、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費から約3兆5,000億円を支出することを決定いたしました。

地域の実情に合わせて、必要な支援をきめ細やかに実施できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の強化策といたしまして、新たに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分という枠組みを設けた上で、同交付金は予備費から4,000億円、既にある予算から2,00

0億円、合計6,000億円とされ、そのうち、岬町には4,670万9,000円の配分額が示されました。今般の補正予算は、その配分額を財源に町の独自支援策として、コロナ禍において、とりわけ厳しい環境に置かれている低所得世帯や子育て家庭を支援するための施策に必要な経費を計上いたしております。

具体的には、低所得世帯を対象に、国の支援策に町の独自支援金として1世帯当たり1万円を上乗せして給付、ひとり親家庭に子ども1人当たり5万円を給付、小中学校給食費を10月から年度末まで無償化する施策となっております。

また、ふるさと納税につきましては、当初予算で見込んでいた以上の寄附を頂いた結果、謝礼品の発送等に必要な経費が不足することから、所要の予算を計上するものでございます。

物価高騰等の対策に必要な給付等につきましては、その性格上、スピード感をもって対応する必要があること、また、ふるさと納税につきましては、年末にかけて寄附金のさらなる増額が見込まれることから、必要な対応をするものでございます。

これらのことを踏まえまして、今般の臨時会の議案として上程させていただいたものでございます。

何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照いたします。

それでは、予算書の1ページをご参照いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,714万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,922万円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照いたします。

分担金及び負担金といたしまして、1,093万8,000円を減額計上いたしております。給食保護者負担金につきましては、既に年間を通じて50%の減額を実施しておりますが、今回、10月から来年3月までの間、さらに50%の減額を行うことで、年度末までの6か月間について給食の無償化をするものでございます。

予算の内訳といたしましては、小学校給食保護者負担金694万1,000円を、中学校給食保護者負担金399万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、合計で4,670万9,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、住民税均等割の非課税世帯に、国の支援策に町の独自分として1万円を上乗せして給付する財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（価格高騰緊急支援）2,615万9,000円を、ひとり親家庭に子ども1人当たり5万円の給付を行う財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（ひとり親家庭支援）961万2,000円を、小中学校給食保護者負担金を10月から年度末まで無償化するための財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（学校給食費助成）1,093万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金といたしましては、ふるさと納税の増加に伴い、岬ゆめ・みらい寄附金6,187万5,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、2,950万円を計上いたしております。

内容といたしましては、本補正予算編成に伴う必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金231万2,000円を、ふるさと納税をして頂いた方への謝礼品等の必要な経費に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金2,718万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、2,718万8,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、ふるさと納税をして頂いた方への謝礼品として、岬ゆめ・みらい寄附謝礼1,856万3,000円を、謝礼品の発注業務に必要な事務費として、ふるさと納税返礼品発注等業務委託料816万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、3,808万3,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費2,847万1,000円、児童福祉総務費の新型コロナウイルス対策事業費（ひとり親支援）961万2,000円となっております。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費といたしましては、コロナ禍における物価高騰等に対して、住民税非課税世帯の方を支援するため、既に9月補正予算において予算計上いたしております、国の支援策であります1世帯当たり5万円の給付額に、町の独自支援金として1世帯当たり1万円を上乗せして給付するもので、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給

付金（町独自）2,658万円のほか、必要な事務費として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務処理業務委託料105万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、新型コロナウイルス対策事業費（ひとり親家庭支援）につきましては、コロナ禍における物価高騰等に対して、ひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当受給者等に子ども1人当たり5万円を給付するもので、ひとり親家庭生活支援事業補助金950万円のほか、必要な事務費として公金取扱手数料1万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては、コロナ禍における物価高騰等に対して、子育て家庭を支援するため、小中学校の給食保護者負担金を10月から年度末まで無償化するもので、歳入予算において、小学校給食保護者負担金、中学校給食保護者負担金、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金（学校給食費助成）の計上に伴い、分担金及び負担金と国庫支出金との間で財源更正を行うものでございます。

諸支出金につきましては、ふるさと納税で頂いた岬ゆめ・みらい寄附金6,187万5,000円を岬ゆめ・みらい基金へ積立てをするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きいたします。予算書の14ページの岬ゆめ・みらい基金積立金でございますが、6,187万5,000円、高額なご寄附を頂いているわけですが、この期間といえますか、いつからいつまでの分なのかをお教えいただきたいと思っております。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 ただいまの奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、ふるさと納税の増加の要因というのを少し説明させていただきます。本町の返礼品として、株式会社サイエンスが製造しております、皆さんご存じだと思うんですけど、CMでおなじみのシャワーヘッド「ミラブルゼロ」を返礼品として取り扱うことになったことが、増加した要因になります。

経過につきましては、8月に開催しました全日本ビーチバレー女子選手権大会の開催に当たりまして、サイエンス様が特別協賛としてご支援をいただいたご縁で、町長とサイエンスの会長のほうで、製造拠点を本町に整備することに合意したという経過がございます。



それで、ご質問の6, 187万5, 000円というのは、年末にかけてましてふるさと納税の寄附者は全国的に増加する傾向がございます。毎日の寄附額の平均を取りますと、1日当たり3件ぐらいの申込みを想定しております。ただ、ポータルサイトさとふるというのを使っておりまして、さとふるの特別の日がございます、その日がちょっとポイント還元が高いというところと特に土日とか祝日については、若干寄附の増加傾向にあるということで、上乘せをして見込んでおります。ただ、1月以降につきましては減るという、年末にかけて増えるということで、1月以降は若干減る傾向がありますので、少し件数を減らして見込んでおるところです。今回は合計375件、金額にしまして6, 187万5, 000円となります。1件当たりの寄附額が16万5, 000円というところになりまして、その30%を返礼品として還元するということになります。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今、いろいろ詳細いただいたのですが、私はこの六千何がしがいつからスタートの分なのか、それで、締めたのがいつなのか、その期間をお教えいただきたいという質問なので。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 10月から来年3月までを見込んでおります。

○出口 実議長 よろしいですか。ほかの議員さん。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 二つの事業についてお聞きします。

まず、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（町独自）についてお聞きします。

これは9月の補正予算で、国から困窮世帯に1世帯につき5万円給付するというのが9月の補正予算でも可決しております。国から5万円が給付されるということですね。今回はそれにプラス町独自で1万円上乘せするということだと理解しております。

そこで、お聞きしたいのですが、この9月に既に補正予算において計上済みのその国からの5万円というのは、もう既に給付したのかどうか。それから、今回のこの上乘せの1万円、これはどういう形ですか。その5万円がまだであったら一緒にするのか、前後するのか。その周知の方法、それから、その対象の家庭にお金が届くまでのその流れ、それをお聞きしたいと思います。まずその1点をお願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住民税非課税世帯の方を支援するため、既に9月補正予算において予算計上させていただいております、国の支援策であります1世帯当たり5万円の給付につきましては、予算成立後、システム会社とシステム導入委託料ということで業務委託を行いまして、この11月の月上旬にシステムのリリースがされるところでございます。これから支給に向けた事務を本格的に実施していくところになります。

周知につきましては、11月の15日付の各戸配布でフローチャート形式による制度の案内をさせていただき予定をしております、事務の進捗につきましては、11月の下旬までには確認書等の送付に努めまして、支給につきましては、年内に最低1回は振込を行いたいということで、努力してまいりたいと思っております。

それに合わせまして、今回、町独自の支援策ということで、1世帯当たり1万円の上乗せも合わせまして、支給に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 国からの5万円もまだ今は準備中ということですね。それにプラス1万円、どんな形で支給されるのか、そのシステムの今、調整中ということですね。遅くとも年内に1回は手元に届くようにしたいというお話でした。

それと、もう一つの事業ですが、新型コロナウイルス対策事業費（ひとり親家庭支援）のことについてお聞きしたいと思います。

これは、ひとり親家庭の児童扶養手当を給付されている家庭について、その家庭で子ども1人につき5万円支給ということですね。これもどういう形で給付されるのか。これはプッシュ型でいけるのか、また、その時期ですね、いつ頃その対象世帯に届くのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

ひとり親家庭支援として、ひとり親世帯の子ども1人に5万円を給付する、今後のスケジュールでございますが、まず10月31日に受給対象者への個別案内通知を発送しまして、その後、受給拒否の申出受付期限を11月11日金曜日までに設定します。プッシュ型の口座振込予定でございますが、11月24日の木曜日を予定しております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ひとり親家庭支援、こちらは11月24日に振込するという予定で取り組んでいるということですね。非常にスピーディーで結構かと思います。今回の国のこの地方創生臨時交付金、コロナ対応、国からのこの決定があった時点で、私も町に対して緊急要望として、困窮世帯に対する支援で、また、子育て世帯に対する支援として要望しておりました。今回、その子育て世帯に対する手厚いこの給付、非常に結構かと思います。せっかく住民にとって役に立つ、ためになる、そういう政策を今回決定して進めようというわけですから、できるだけスピーディーに、スピード感をもって間違いなく対象世帯に届くように、正確に届けてほしいと思います。よろしくをお願いします。

○出口 実議長 ほかの議員さん、質疑ございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からは、ふるさと納税について、奥野議員に引き続き質問させていただきたいと思います。

まずは、その人気商品が何であるかというのは、先ほどの質問で分かったところなのですが、その中のご説明で、特別協賛でそのシャワーヘッドの会社、サイエンスさんが特別協賛で、製造拠点を町に置くということで、実現できたというのは理解できたのですが、既にその製造拠点は岬町にできているのかどうか。それでなくても、そうやってふるさと納税で行うことができるのかというのを1点お聞かせいただきたいと思います。

あと引き続き、歳出の委託料についてもお聞きしたいのですが、委託料として予算が計上されているのですが、この取引内容というのですか、発注等業務委託料というので、その仕組みを少し教えていただきたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、サイエンス様の整備の状況につきましては、開発研究拠点として整備するとともに、和歌山方面に出荷する簡単な組立てを含めた製造拠点を整備することとなっております。当初、8月にサイエンス様とバレーの協賛についてご支援いただいたときに、10月をめどに製造拠点を整備するという話がございました。こちらにつきましては、今ある借家を借りて、製造拠点として実施するというところで、まずそういう方向性がありました。

それと、そういう空き家を探す中で、空き家バンク等を活用しながら、サイエンスさんのご希望に添うような場所を見つけてまいったところですが、まず場所を、今、想定している場所なんです、というのは、ちょっとまだ整備が若干遅れておりまして、府道の岬加太港線沿い

になっておりまして、多奈川小学校前の信号を越えた右手の2階建ての鉄骨造の建物になります。空き家バンクの中で紹介されている場所なんですけど、サイエンス様と家主のほうで、現在、契約に向けて交渉中で、既に1階部分につきましては、家主のほうで改修いただいているとサイエンス側から報告を受けております。

また、当物件につきましては、登記の途中で、地番がまだ明確になっていないというところで、今月の10月10日前後にサイエンス様とお話、進捗状況を確認しに行ったときは、今月中には登記のほうも、登記次第、契約を交わすということで伺っております。予定より若干遅れておりますことから、10月をめどに計画を進めていたことから、先行して返礼品の取扱いをさせていたところでございます。

2点目の委託料につきましては、ふるさと納税返礼品発注業務委託料ということで、816万8,000円を計上させていただいております。これはポータルサイトもたくさんあるんですけど、本町ではさとふるというところを使っておりまして、そこに掲載とか、返礼品の発注業務、寄附者がポータルサイトを活用して寄附の申入れがあれば、そこで一括処理していただくというところになりまして、寄附額の12%掛ける消費税というのが、その取り扱っているポータルサイトの委託の金額の算定根拠になってございます。一般的には行政がする役割と、ポータルサイトを使って簡素化して、発注業務から謝礼品の送付は当然事業者が行うんですけど、そこまでの一連の流れをシステムを通じてやり取りするというところの業務になります。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 発注等業務委託料ですね。これの仕組みについては理解できました。少し気になったのが、まだその製造拠点として稼働していない、そのふるさと返礼品について、先行してしていかどうか、それはよろしいということですね。そこだけ回答をお願いします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 先行して出しているのかというところなんですけど、サイエンス側には、今月10日前後にお伺いして、先ほど説明した内容の進捗状況を確認させていただいたところで、今月末までに契約できる方向であるとお伺いしておりますので、再度確認させていただくとともに、早急に整備していただきたくお願いしたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 そこは理解できたのですが、国の制度としていけるのかどうかというのを、最後、すみません、お聞かせいただきたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

国のほうの制度におきましては、抱き合わせセットみたいなのがございまして、例えば製造をその場所でやってなくても、一部組立てとか加工すれば大丈夫やというところがございまして、ただ、現状を言いましたら、10月からその一部の加工というんですか、一から十まで作るんじゃないくて、ある部分を岬町で製造というんか、加工したら大丈夫やということで進めておりますので、そのあたりも踏まえて、早急に岬町のほうで事業を展開していただくようお願いしているところでございます。

○出口 実議長 よろしいですか。ほかに質疑。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私のほうからは、学校給食費助成事業、こちらについて、1点お伺いさせていただきます。

こちらは、当初の予定では半額助成というところが、10月から年度内は全額助成していただけるということで、子育て世帯、幅広い世代に支援していただけると。かなり喜ばしいものだというふうに認識しています。

それで、私が確認したいのは、保護者への周知というところと、あとは、この10月からというところで、その費用について少しお伺いします。これは10月からということは、多くの保護者の方が恐らくこれは引落しでやっていらっしゃって、恐らく10月分は既に引落しが完了しているかと思うのですけれども、そうなったときに、この10月分というところの助成については、どういった形で助成されるのかというところの流れと、あとは、これを実際に保護者の方にやはりきちんと周知をしてもらわないと、振込がいきなり、金額が変わったかになったら、混乱を招くと思うので、この保護者への周知方法というのをどのように考えていらっしゃるのかを回答をお願いします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

保護者への通知につきましては、本日の補正予算案、議決いただきました後に、速やかに学校を通じて、各保護者の皆様に通知を送らせていただきたいと思いますと思っております。

10月分の引落し分につきましては、11月以降の口座振替で調整させていただくということにさせてもらっています。その旨につきましても、保護者の皆様への通知文の中に併せて記載させていただいて、通知させていただきます。

○出口 実議長 よろしいですか。ほかの議員さん、質疑。

中原 晶君。

○中原 晶議員 委員会付託がありませんので、何点かお尋ねいたします。

1点目は、ゆめ・みらい寄附金のことで、先ほど来、質疑と答弁がなされておまして、私がお聞きしたいのは、改装中の店舗のことなのですが、この店舗は空き家バンクに登録されている物件を活用するという説明があつて、恐らく物件は空き家バンク上で言いますと、4-1というものかと思つて見ているのですが、そうだとするならば、現在も空き家バンクの登録情報にそのまま普通に掲載されているのです。今の話だと、もう実際に空き家バンクを活用して、もうほぼ、何というか、賃貸契約が成立しかかっていると。そういう物件になるので、そういう状況にある場合、ホームページ上に掲載しておきますと、タイムラグの問題ですが、まあ言ったら、借りる予定がある、それがかなり具体的に進んでいるのに、ほかの物件と同じように掲載されているということになると、借りたいという人が手を挙げてくるというケースが起こり得るかと思ひ、そのあたりの扱いはどうなのかなど。要は、例えば仮契約中とか、そんなふうにするほうがいいのではないかと思つたことがありまして、その点についてお聞きしたいというのが1点目であります。

それから2点目は、小中学校の給食費を10月から年度末まで無償化ということで、これは大変結構なことだと前向きに評価したいと思います。

この中で、就学援助を利用している方の扱いがどうなるか、その点についてお聞きしたいというのが2点目です。

それから、3点目は、非課税世帯を対象にした町の1万円上乗せ給付のことなのですが、先ほどの質疑を聞いていて、事務的なことを少しお聞きはしたのですが、よく分からないところがあるので、お尋ねします。

予算額なのですが、これはもともと5万円給付というのが国であつて、そこに1万円上乗せしましょうと。ああなるほど、そういう発想なんだなと思ひ、岬町としても限られた財源とはいえ、国から交付されるお金をどこでどんなふうにお困りの方に活用していただくのがいいかということを悩まれたのではないかと思うのです。それで、こういう対策、なるほどなというふうに思いながら見せていただいていたのですが、その事務費のほうで、6分の1相当額を計上というように説明をされました。例えばなのですが、システム導入委託料、これは対象者をパソコンのシステム上、抽出するようなシステムを入れてもらわないと、あとの事務が進まないということで、こういうお金が発生してくるのかなと思つているのですが、これは既にその9月の議会

の最終日に可決をしたところでも、システム導入委託料というのはありまして、その6分の1ということだと思うのですけれども、どうしてまた6分の1を岬町が持たないといけないのかというのが私の素朴な疑問なのです。こういうふうにしないと、国の交付金が使えないということなのかと思ったりするのですが、要は、9月の最終日に議決をしたところで、対象者というのは、システム導入委託料、国のお金を使って対象者というのは抽出できる、そういうシステムを導入するということになっていたのではないのかと思っていて、対象者は変わらないのではないかと思います、その6分の1を今回の交付金で持たないといけない理由が何なのか、その辺をお聞きしたいと。

同じように、確認書封入の業務委託料が1万1,000円ということになっておりますが、これもその国の5万円給付と一緒にお知らせを送るということになってきますと、6分の1ということだけでも、岬町が上乗せするからといって、そこにお金が必要になってくるのかどうか、そこが少しよく分からないので、教えていただきたいと思っています。

それから、この給付金なのですが、プッシュ型、すべてこれはプッシュ型なのですが、今年度、新たに非課税世帯になった人は、9月議会のときに、確認書を送らずに、先に対象者にお金を送ろうと。自動的に、まさしく文字どおりのプッシュ型をしようという話が出ておりましたが、それはそれで、そのままするのか、そのときに5万円に1万円をプラスして6万円を送るということをお考えなのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

それから、念のため確認なのですが、この1万円の上乗せ給付、今回の説明の文章では、プレス発表されたものが提供されておまして、10月21日に報道に提供したということで、その中に住民税均等割非課税世帯というようにありました。住民税というのは均等割と所得割で構成されておりますので、所得割だけは支払っているという世帯もあるわけですね。それで、そういった方や、そういった世帯についても、非常に経済的には困窮している状況には変わりないと思いますので、対象の幅を、所得割のみの課税の方というように対象を広げてはどうかと思っていたのですが、その点についてはご検討をなされたのかどうか、そのあたりについてもお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

空き家バンクの制度のことだと思いますが、ちょっと担当のほう都市整備部になっておまして、いわゆる契約が完了した時点で終了という形で記載するのか、もしくは、途中の交渉中のときに、例えば議員おっしゃったように、交渉中とか、仮契約中とか、そういう記載をするのか

というのは、この件以外でも含めて、またその辺を協議したいと思っております。今のところはそういう形で掲載がされておりますが、まず家主のほうに問合せがあれば、既にこの物件については他の者と交渉中であるというふうな流れになるのが一般的かなと思います。ただ、ほかの人がたまたま見たときに、ああまだここ空いているんやなということで、トラブルになる可能性がございますので、そのあたりにつきましては、丁寧に記載するとか、そういう形が取れたらいいのかなと。ただ、途中経過を行政に報告する、今回の件につきましては、我々は理解しておりますが、例えば一般的な話であれば、そこまで行政が把握できるのかがどうか、ちょっと分かりませんので、そのあたりも含め検討したいと考えております。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

就学援助につきましては、準要保護者の支給費用の中に学校給食費が含まれておりますけども、今回の無償化に伴いまして、学校給食費につきましては支給を停止させていただくこととなります。あと要保護者につきましては、教育委員会事務局から、生活保護の担当者に無償化の旨の通知をさせていただくということになっております。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、事務経費についてのご質問ですが、今回、町独自分ということで、国の支援策の経費に6分の1相当額の計上をさせていただいています。ただ、国の支援策に町独自の部分を上乘せして給付した場合につきましては、町独自に係る事務費相当分は、国の支援策に係る事務費補助金の補助対象外となるケースが見受けられます。つきましては、町独自の事務費相当額の積算につきましては、1世帯当たり給付金全体の6万円に対しての町独自分が1万円ということで、既に9月補正で計上済みの国の支援策の事務費に対して、6分の1相当額の方を今回計上させていただいているところでございます。ただ、対象者につきましては、同じ対象者ということで、例えばシステム導入委託料につきまして、その分が増えるからといって、増額とは考えておりません。そのうちで補助対象外となる部分もあるかもしれないということも含めまして、計上させていただいておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

それで、国の支援策についての進捗状況の坂原議員のご質問の回答の中に、11月下旬に確認書等の送付に努めると回答させていただきました。そちらで確認書等ということで、今回、ご指摘をいただいております、令和4年度で既に10万円を給付している世帯につきましては、既に口座情報を把握しているということで、同じ時期にこちらの口座に振り込みますという通知をさ



せていただいて、変更等の届出がなければ、そのまま同じところに振込をさせてもらうというふうな通知を事前にさせていただき予定をしまして、確認書と同時期に通知をさせていただきよう努めてまいりたいと思っております。

あと、中原議員おっしゃられました均等割のみ課税世帯につきましても、少しの収入の差で均等割のみ課税される世帯というのは、住民税非課税世帯、均等割非課税世帯と同様に、物価高騰などの影響で厳しい環境に置かれているのは同じであると認識をしております。そこで、検討もさせていただきましたが、この地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の対策に必要な給付金として、スピード感をもって行う必要があるということ、また、今回の配分額にも限りがあるということなどを前提としまして、電算システムの開発にどの程度の費用と期間がかかるのか、システム会社に問い合わせたところ、独自のシステム開発には相当な時間と費用がかかるということで、受注することが困難であるという回答があったため、実施できないという判断をさせていただいたところですので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 念のために確認なのですが、空き家バンクの登録物件の4-1の場所で間違いないですか。という単純な、吉田理事に答えてもらって、吉田理事は担当と違うのか。失礼しました。担当者がこの場にはいないので、詳細が分からない。奥部長がいますね。奥部長の手挙げがったから、ちょっと待って、もう少し待ってくださいね。もう少し質問が、4-1、要は場所がどこなのかというのが素朴な疑問でして、確認をさせていただきたいということと、それから、先ほどお答えいただいた、表記をどのようにするのかということで、今後、ご検討いただけるということですので、少ない職員の皆さんでご苦労をおかけすることになれば嫌だなという思いもあるのですが、利用者の方の利便性にかなうように、今後のトラブルを避けるという意味でもご検討をいただいて、できるだけ早く何らかの対応がなされるようになればというように期待を申し上げておきたいと思えます。

それから、お答えいただいた、低所得世帯を対象にした町の上乗せ1万円給付のことなのですが、その国の補助の対象外がある。可能性があるとおっしゃったと思うのです。それは具体的に言うと、いわゆる事務負担の分野で、国の補助金を活用できないものがあるかもしれないということでしたね。ですので、6分の1相当を計上しておくということなのですが、その国の補助の対象になるかならないかについては、9月の補正予算のときに既に判明しているのではないのかと思うのですけれども、もう少し調べないと分からないことがあるということなんでしょうか。分かることがあればお聞きしておきたいと思えます。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

空き家バンクの4-1の物件でございます。

○出口 実議長 あと、どなたが答えてくれるのですか。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これから事業を行いまして、実績報告する際に、国のほうに報告します。そこで国の施策と併せて町独自の上乗せしたということをご報告しますと、その分につきましては、国の対象外ですよという形で、補助を按分して、例えば6分の1と6分の5に按分して、6分の5しか補助金が見つからないというケースがこれまでも見受けられているということで、その6分の1については町独自分ということで、この臨時交付金の事務費として計上させていただいているということで、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ご答弁よく理解できました。

もう1つ、聞き忘れたことがありまして、低所得世帯を対象にした町独自の1万円給付の中で、文字どおりのプッシュ型というように先ほど申し上げましたが、今年度、非課税世帯の対象となり、10万円の給付が既に支給された方について、11月の下旬に確認書等の送付が予定されているということで、そこでこの口座に振り込みますという確認をするということになると。その世帯が一番振込としては早いタイミングになるのかと思うのですが、その世帯の振り込むタイミングは最短でいつをご予定されているか、お聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度で既に10万円の給付をされている方へ、既に口座情報が把握できている方についての振込の時期でございますが、確認書が必要な世帯と併せて振込を予定しております。それが年内に少なくとも1回は振込をさせていただきたいということで、年末になるかなと思っておりますが、既に振込の口座が把握できている世帯への振込が前倒しで可能であれば、検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで討論を終わります。

これより議案第50号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第8次)についてを起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第4回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議どうもありがとうございました。

(午前11時02分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年10月28日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 反 保 多喜男

議 員 辻 下 正 純